

リチャード・プライスの自由・国制・奴隷制論 ——著作並びに先行研究の分析を中心に——¹

‘Liberty, Constitutionalism, and Slavery of Richard Price’

青山学院大学 非常勤講師 細口泰宏

Yasuhiro Hosoguchi

始めに

近世、とりわけ 17 世紀から 18 世紀にかけてのイングランド（1707 年のスコットランド合同以後はイギリス）においては、国制や政体それに宗教のあり方をめぐって活発な議論が展開された。中でも、研究対象として注目を集めているのが 17 世紀中盤の共和派、並びにアルジャーノン・シドニー（Algernon Sidney, 1623～83）やジョン・ロック（John Locke, 1632～1704）らに起源を持つ「コモンウェルスマン」と呼ばれる人々である。「イングランド人は元来、自由であった」という「古来の国制」理念に依拠し、国王や議会への権力集中は自由を脅かす腐敗の温床になると糾弾しつつ、それを是正するために議員の任期や議会そのものの改革を志向してきた彼らは、イギリス思想史上における重要な分析対象²となってきた。

とりわけ、18 世紀後半における「コモンウェルスマン」の代表的人物の一人が、リチャード・プライス（Richard Price, 1723～91）である。ウェールズ出身の非国教徒（Dissenter、公定教会であるイングランド国教会以外を信奉するプロテスタント諸派の総称）の牧師だったプライスは、ロンドン北部ニューイントン・グリーン（Newington Green）での司牧活動の傍ら、キリスト教理念と啓蒙思想を織り交ぜた諸改革を主張する論客としても活躍した。

まず、課税問題に端を発し最終的にアメリカ独立革命へと至る北米植民地危機において、プライスは常に植民地側を擁護する立場を取り、その主張を理論化した『市民的自由』

¹ 本研究は、青山学院大学文学部附属人文科学研究所の 2022 年度研究プロジェクト「18～19 世紀イギリス奴隷解放運動についての新しい国制史研究」（代表者：稲垣春樹准教授）による研究成果である。

² キャロライン・ロビンズ、田中秀夫訳『イギリス一八世紀のコモンウェルスマン 自由主義思想の伝播と発展』未来社、2020 年。

(1776年)は、彼の代表作となった。また、1789年に勃発したフランス革命に対しても、プライスは同年11月に「名誉革命協会 (Revolution Society)」での説教において、此度の革命によるフランス絶対王政とアンシャンレジームの変革を熱烈に支持する論陣を張った。この説教を基に出版された『祖国愛について』は、翌年にその「反論」としてエドモンド・バーク (Edmund Burke, 1729～97) が『フランス革命の省察』を公刊するきっかけとなり、18世紀末イギリスにおけるフランス革命論争の火付け役となったことで名高い³。

一方イギリス国内向けには、プライスは自身を含む非国教徒を公職から排除した「審査法 (Test act)」の撤廃を始めとする、各種の改革を主張し続けた。同時代人のジョセフ・プリーストリー (Joseph Priestley, 1733～1804) 共々、啓蒙思想に依拠し理性を重視した主張を展開し、俗に「ユニテリアン (Unitarian)」とも称される「合理的非国教徒 (rational Dissenter)」の中心人物だったプライスは、ジャック・テュルゴー (Anne Robert Jacques Turgot, 1727～81) やトマス・ジェファソン (Thomas Jefferson, 1743～1826) など国外の論客たちとも交友し、イギリス思想史上に大きな足跡を残した。更に彼は、ニューイントン・グリーンで自身が牧師を務める教会に通っていた、若き日のメアリ・ウルストンクラフト (Mary Wollstonecraft, 1759～97) の思想形成に多大な影響を与えた⁴ ことでも知られている。

プライスの思想史上における位置付けについては、我が国においても邦訳されている『市民的自由』⁵ や『祖国愛について』⁶ を中心に、その言説・思想に関し研究⁷ がなされてきた。その反面、これまであまり注目対象となっていなかったのが、彼と「奴隷制 (slavery)」との関わり合いである。後で見て行くように、プライス自身は著作中で度々「奴隷 (制)」に言及しており、更に晩年にはイギリス (領植民地) における奴隷貿易や奴隷制の廃止を主題とする奴隷制廃止運動が興隆していたにもかかわらず、彼の思想研究においてこの分野は等閑視される傾向にあった。

本研究の目的は、「奴隷制」というキーワードがプライスの言説中でどう位置付けられていたのか、そして彼の国制論の中でどのように見なされていたのかを分析することである。まずはプライスと「奴隷制」との関係について、アンソニー・ページ (Anthony Page) の先行研究⁸ を軸に整理する。次いで、彼の言説中に登場する「奴隷制」というキーワードに

³ 梅垣千尋『女性の権利を擁護する メアリ・ウルストンクラフトの挑戦』白澤社、2011年、124-127頁。

⁴ 同上書、22-23頁。

⁵ リチャード・プライス、永井義雄訳『市民的自由』未来社、1963年。

⁶ リチャード・プライス、永井義雄訳『祖国愛について』未来社、1966年。

⁷ ロビンズ、前掲書、409-420頁。

⁸ Anthony Page, "A Species of Slavery": Ricard Price's Rational Dissent and Antislavery, *Slavery & Abolition*, Volume 32, Issue 1, 2011, pp. 55-73

について、プライスが思い描く国制論上における位置付けを、その著作を軸に考察する。

プライスと奴隸制廃止運動との関わり

本節では、プライスが『祖国愛について』を出版したのとはほぼ同時期である 1780 年代末に、イギリス本国で興隆していた奴隸制廃止運動に対する彼の反応について、前述のページの先行研究を軸に分析する。結論から述べるならば、プライスは奴隸制廃止運動を支持してはいたものの、自ら積極的に関与することは終ぞなかった。

まず 1783 年、議会改革を要求するジョン・カートライト (John Cartwright, 1740 ~ 1824) らが中心となって結成された「国制情報協会 (Society for Constitutional Information)」に所属していたプライスは、奴隸制の廃止をその宿願とするプロテスタント教派のクウェーカー (Quaker) たちが議会に対し行った奴隸貿易廃止の請願⁹を、協会の一員として支援した。次いで 1787 年、議会決議に基づく奴隸貿易の廃止を目標として結成された「奴隸貿易廃止運動協会 (Society for Effecting the Abolition of the Slave Trade)」¹⁰に対し、彼は活動資金の寄付を行った。だが一方で、同会からの参加要請をプライスは丁重に辞退し、また運動への支持を促すような説教を自身では一切行わなかった。その理由としては、当時プライスが非国教徒のためのアカデミー設立という責務に忙殺されていたことや、高齢で健康状態が優れなかったことなどが推察¹¹される。だがページによれば、実情はより複雑である。

そもそも奴隸制廃止運動に対して、プライスを始めとする「合理的非国教徒」は必ずしも積極的ではなかった。もちろん彼らの中には、リヴァプールの弁護士ウィリアム・ロスコー (William Roscoe, 1753 ~ 1831)¹²のように、運動に関与する者たちもいた。その一方でロンドン在住の牧師たちは、奴隸制廃止運動には「消極的」な態度を示す傾向が多かった。当時、リヴァプールに次いでイギリス第 2 の奴隸貿易港だったロンドンには、奴隸貿易やカリブ海植民地に既得権益を有する、いわゆる「西インド利害 (West India Interest)」との接点が数多く存在した。プライスもまた然りで、彼の教会の礼拝に出席していた会衆の中には、奴隸貿易並びに西インドでのプランテーション経営に携わっていたボディントン (Boddington) 家¹³の人々なども含まれていた。彼ら「西インド利害」関係者に配慮し、奴隸制問題への言及を

⁹ 布留川正博『イギリスにおける奴隸貿易と奴隸制の廃止 環大西洋世界の中で』有斐閣、2020 年、43-54 頁。

¹⁰ 協会の活動の詳細については、同上書、41-83 頁。

¹¹ Page, "A Species of Slavery", pp. 54-55

¹² 田村理『人権論の光と影 環大西洋革命期リヴァプールの奴隸解放論争』北海道大学出版会、2021 年、103-125 頁。

¹³ 川分圭子『ボディントン家とイギリス近代 ロンドン貿易商 1580-941』京都大学学術出版会、2017 年。

プライスが忌避した可能性は十分に考えられると、ページは考察¹⁴している。

プライスと黒人奴隷制

では黒人奴隷制そのものに対して、プライス自身はどのように認識していたのだろうか。それが伺えるのが、1776年出版の『市民的自由』中で、アメリカ植民地の社会構造を考察した箇所である。プライスによれば、植民地社会は現在「独立自営農民 (yeoman)」のみの単一階級で構成されており、「社会のもっとも幸福な状態」にあるが、「南部諸植民地におけるニグロ」たちはその「例外」として位置付けられていた。とはいえ彼自身は、植民地における奴隷制の将来に対して、以下のようにかなり楽観的な見通しを抱いていた。

かれら（※執筆者註：ニグロ）は、いまおそらく、やがて絶滅するようになるか、あるいはかれらの状態を自由人のそれにかえてもらうかの、いずれかであろう。— これらの不幸なひとびとをかくもおおくそのうちにもっているのは、〔アメリカ〕諸植民地の罪ではない。かれら（※執筆者註：諸植民地）は、かれら（※執筆者註：ニグロ）の輸入を禁止する法律をつくったが、これらの法律はつねに、われわれのニグロ貿易を害するその傾向のゆえに、当地（※執筆者註：イギリス本国）で拒否権を発動されたのである¹⁵。

一見すると、当時の植民地経済や南部植民地における奴隷制プランテーションの重要性を軽視していると捉えられかねない主張を、プライスが展開した理由は何故か。ページによればその背景には、アメリカ独立革命期の奴隷制をめぐる言説状況が深く関連している。

独立革命においては、本国・植民地側双方で大西洋をまたいだ一大プロパガンダ合戦が展開されたが、その主要な論題の一つが奴隷制だった。まず本国側が、自身の自由を声高に要求しながら奴隷を酷使する「偽善」を指摘し、彼らの主張を毀損しようと試みた。これに対し植民地側は、そもそもアメリカの奴隷制を持ち込んだのはイギリス人たちであり、そして現在その維持を担っているのは強欲なイギリスの奴隷貿易商たちであるとして、奴隷制はイギリスの専制による弊害と主張した¹⁶のだった。アメリカ独立革命において植民地側に立ったプライスが、彼らの言説に「丸乗り」する格好となったのはごく自然な成り行きだった

¹⁴ Page, “A Species of Slavery”, pp. 56-57

¹⁵ プライス, 『市民的自由』, 103-104頁。

¹⁶ Christopher Leslie, *Moral Capital: Foundations of British Abolitionism*, Chapel Hill, University of North Carolina Press, 2006, pp. 105-153

と、ページは主張¹⁷しているのである。

プライスとジェファソン ——「黒人観」の共有？——

加えてページが着目しているのは、プライスとジェファソンとの交友関係である。ジェファソンは1785年に出版された『ヴァージニア覚え書』において、奴隸制は廃止されるべきとの立場を取りつつも、白人に対する黒人の劣等性は科学的・経験論的にも明白であるとの主張を展開し、両者の「共存」は不可能であると結論¹⁸付けていた。同書の初版は少数しか印刷されなかったが、うち一冊をジェファソンはプライスに献呈し、所感を求めている。プライスの反応は概ね好意的なものであったことから、彼がジェファソンの「人種観」を受容した可能性も否定は出来ないと、ページは分析¹⁹している。総じてページは、プライスにとってとりわけ重要だったのは、イギリス（並びにヨーロッパ）における完全な「宗教的自由」と「市民的自由」の実現であって、既に国教会福音主義派（クラバム・セクト）など広範な教派が携わっていた奴隸制廃止運動に対しては、積極的に関与する動機や誘因は少なかったのではなかったかと考察²⁰している。

これまで概説してきたページによる先行研究は、プライスと黒人奴隸制との関係について非常に示唆に富むものである。しかしながら、プライスの関心があくまでもイギリスを含むヨーロッパに集中していた、とする結論には肯首しかねる。そもそも『市民的自由』において、プライスはアメリカ植民地ばかりではなく、インドに対する「専制」にも非難を加えていた²¹。更に彼は1785年に、『アメリカ独立革命の重要性、並びにそれが世界にもたらす恩恵の意義に関する考察（*Observations on the importance of the American Revolution and the means of making it a benefit to the world*、以後、『アメリカ独立革命の考察』と表記）』と題する著作を公刊している。同書の出版目的が、表題通り「世界にもたらす恩恵の意義に関する考察」にあったとしても、プライスが引き続きアメリカに多大な関心を寄せていたことは明白である。

以下、プライスの言説分析を軸に、彼の国制論や帝国論そして奴隸制論を再考する。

¹⁷ Page, "A Species of Slavery", pp. 55-56

¹⁸ トマス・ジェファソン、中屋健一訳『ヴァージニア覚え書』岩波文庫、1972年、249-260頁。

¹⁹ Page, "A Species of Slavery", pp. 61-63

²⁰ Ibid., pp. 65-68

²¹ プライス、『市民的自由』、146頁。

プライスの国制論、帝国論、奴隷制論 ——『市民的自由』の言説分析を中心に——

まずは、1776年に出版された『市民的自由』を考察する。前述のように、アメリカ独立革命を擁護する目的で執筆された同書は、彼の思想における国制論と「奴隷制」の位置付けを雄弁に物語るものとなっている。

『市民的自由』においてプライスは、「自由」について4種類の分類を行っている。まず、不当に身柄を束縛されることのない「身体的自由」、次いで感情や欲望に左右されず、自らの良心のままに行動することが出来る「道徳的自由」、加えて自身の信仰の自由を侵害されることのない「宗教的自由」、そして自らの代表を選出する権利としての「市民的自由」である。もしこれらの自由を欠いた場合、人間はそれぞれ「他者」・「情念」・「権威」・「権力」の下に隷属させられ「奴隷状態」に陥ると、プライスは主張している。これら4つの「自由」を貫くのは、「自己決定」ないしは「自治」という観念である。すなわち、他者による拘束からも自身の欲求からも解放され、自らを律し行動できる状態こそが、プライスの唱える「自由」なのである²²。その中でもプライスが重んじていたのが、自らの代表者を選出出来る「市民的自由」である。本来「公衆の下僕」であるはずの統治者たちを選任出来ない状態は、彼によれば「奴隷状態」と異ならない²³。故に、「暴君」ジェームズ2世を放伐したが、非国教徒に代表権を認めなかった1688年の名誉革命は、プライスにとって「偉大なしごとではあったが、けっして完全なしごとではなかった」²⁴のだった。

更にプライスは、自身の「自由」論の射程を帝国国制論にまで拡大する。彼によれば、帝国には「自由」の帝国と「奴隷」の帝国の2種類が存在する。このうち各構成国が自治を享受し、その同意に基づき共通の人物に忠誠を誓っている帝国が前者、それ以外は全て後者である²⁵。故に、アメリカ植民地人たちの同意なく現地に押し付けられた、植民地に対する本国議会の立法権の優越を宣言した「宣誓法」(1766年)や、新たに獲得された旧フランス領カナダ植民地に「非イングランド的」な統治様式の導入を決定した「ケベック法」(1774年)は、まさしく「奴隷」の帝国の政策に他ならないとして、プライスは植民地人たちの抵抗を強く擁護する論陣を展開したのである²⁶。

また、奴隷制についてプライスが言及しているもう一冊の著作が、1785年出版の『アメリカ独立革命の考察』である。同書においてプライスは、以前から変わることのないアメリ

²² プライス、『市民的自由』、15-18頁。

²³ 同上書、22頁。

²⁴ プライス、『祖国愛について』、49頁。

²⁵ プライス、『市民的自由』、46-48頁。

²⁶ 同上書、55頁、72頁。なお、「ケベック法」をめぐる当時の論争に関しては、上村剛『権力分立論の誕生 ブリテン帝国の『法の精神』需要』岩波書店、2021年、185-217頁。

カ支持の立場を取りつつも、奴隸制は早晩霧消するだろうというかつての楽観論を改めている。彼はわざわざ、作中に「ニグロ貿易並びに奴隸制に関して (*Of the NEGRO TRADE and SLAVERY*)」と題した章を設け、アメリカにおいて奴隸制が廃止されない限り、「彼らは、自らが勝ち取った自由に値するとは思われないだろう」²⁷として、可及的速やかに廃止するよう促した。プライスは、黒人奴隸制は新生アメリカ合衆国の「自由」な国制にはそぐわない、という態度を本書で明確に表明したのである。

これらの言説からは、プライスが奴隸制全般に対する明確な批判的立場を取り、また奴隸制は国内・国外の別なく「自由」な国制に反するものである、と捉えていたことは明白である。あくまでも、彼にとっての最優先目標が「市民的自由」の実現だったにせよ、その帰結として黒人奴隸制も廃止されるはずであり、そして「市民的自由」が一足早く実現しつつあったアメリカ合衆国は当然そうすべきであり、イギリス帝国もまた然りだとプライスは考えていたと言えることが出来る。

終わりに ——今後の課題・展望——

今回の研究において、プライスは確かにページの先行研究の通り、奴隸制や奴隸制廃止運動に積極的な発言・関与は行わなかったにせよ、『市民的自由』における「自由」と「奴隸」を対比させた言説や、『アメリカ独立革命の考察』での奴隸制廃止の要請からは、彼もまた反奴隸制の理念を共有し、そして「奴隸制」を本国・帝国の別なく「自由」な国制とは相反するものと見なしていたことが浮き彫りになった。

最後に今後の課題と展望について整理する。今回の研究においては、特に『アメリカ独立革命の考察』の内容についての考察が不十分なままとなっている。今後は、同書のより一層の分析を進めると共に『市民的自由』からのプライスの言説の変遷を考察し、更にグランヴィル・シャープ (Glanville Sharp, 1735 ~ 1813) を始めとする同時代人たちの国制・帝国統治改革論²⁸との比較検討を行うことを目標とする。

²⁷ Richard Price, *Observations on the importance of the American Revolution and the means of making it a benefit to the world*, London, T. Cadell, 1785, p. 83

²⁸ 細口泰宏「グランヴィル・シャープの国制論 —先行研究の分析を中心に—」『文学部附置人文科学研究所論叢』第4号, 2023年, 139-145頁.